

[1] 題目

わが国の国民皆保険制度の理念と現実のはざまでの一考察 －日本の不平等と健康格差が国民皆保険制度のほころびとなるのだろうか？－

鵜田 正博¹

<はじめに>

平成平成 11 年版『厚生労働白書』では、わが国における社会保障制度の発展が、(1)生活の安定、(2)貧富の格差の縮小と低所得者層の生活水準の向上、(3)我が国経済の安定的発展への寄与、という面で大きな役割を果たしてきたと評価している。しかしながら一方で、平成 24 年度版『厚生労働白書』（－社会保障を考える－）では、(1) 人々の生活も暮らしが上向きイメージが描きにくくなり、(2) 格差意識の高まりなどにより**社会不安**が高まって、(3) **社会における「正義」や「善」の在り方**に人々の関心が高まっているのではないかと「はしがき」で論じている²。近年では、**健康格差 (health gap)** の議論が多くみられるような中で「命の格差は止められるのか」といった討論もみられる³。

一方、近代的な国民皆保険制度についてみると、日本は 1961 年に同制度を導入し、以来 50 年以上が経過した。病気は誰がいつなるか分からない予測できないリスクに対して、社会の中でそのリスクをプールする形をとり、病気になった人を社会全体で助けるという国民皆保険制度は国民の安全と安心を確保していく上で重要な機能を果たした。皆保険が成立する以前には、多くの高齢者は病気になっても経済的な理由によって受療を抑制したと推測される⁴。また、皆保険は良好な保健アウトカムのための手段で目的ではないが、今後**もこの制度の基本を維持していくことは非常に大切だ**と考えている、と指摘する論者も多い。確かに世界から注目に値する医療保険制度であるが、しかし一方で「誰もがすぐに、安価に最高水準の医療を受けられた日本の医療保険制度が今、”**危急存亡の秋**”を迎えている」と警鐘を鳴らす論者も多くいる。

また、WHO（世界保健機構）は 08 年の委員会報告書において、「**社会的不遇の程度と密接に関係した劇的な健康格差**が存在する。同じ国内であれ、異なる国の間であれ、こうした格差は決して起こるべきではない」と指摘している⁵。

1950 年 10 月に発表された社会保障審議会の勧告のはしがきに「時代はそれぞれの問題をもつ、・・・問題はそれぞれの解決法をもつ、・・・いまやわれわれは力を尽くして問題の解決に進まねばならぬ」と謳われている。この言葉を借りれば、今日という時代においてどのような問題を抱えているかをまず明らかにすることが必要であろう。

本研究においては、まず第一に「何が問題なのか」、すなわち「問題の所在」を明らかに

¹ 順天堂大学大学院医学研究科

² 平成 24 年度版『厚生労働白書』－社会保障を考える－P.2

³ イチロー・カワチ（2016）『命の格差は止められるか』表題

⁴ 吉川洋（2016）『人口と日本経済』p.116

⁵ WHO2008 年委員会報告